

岐阜市ワンデーレスポンス実施要領の実施方法について

1 実施方法について

- (1) 受注者から提出された書面（承諾、協議書等。以下「協議等」という。）については、原則として「その日のうち（1日以内）」に書面により回答するものとする。
- (2) 午前中に協議等が行われたものは、受理した日のうちに回答することを原則とし、午後に協議が行われたものは翌日中に回答するものとする。ただし、閉庁日を除く。
- (3) 監督職員または総括監督職員は、受注者から協議等の書面が提出され、措置可能なものは1日以内に書面により回答するものとする。監督職員または総括監督職員で措置できない内容の場合は、速やかに担当課長等に相談・協議し、措置可能なものは1日以内に回答するものとする。
- (4) 対外協議や検討等が必要であり、1日以内に回答することが困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限日を1日以内に書面により回答するものとする。ただし、回答期限日以内に回答することが困難となった場合は、再度受注者と協議するものとする。
- (5) 監督職員及び総括監督職員の不在時に、受注者から協議等の書面が提出された場合は、担当課は協議等の書面を受付け対応するものとする。
- (6) 1日以内の回答を書面で行うことが困難な場合は、電話や電子媒体等を活用して1日以内に回答又は回答期限日を通知することも可とする。その場合は、後日、速やかに書面により通知するものとする。

2 実施における留意点について

- (1) ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期内に工事を完成させる」ことを共通目標とし、発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。
 - ①受注者
 - ・施工計画に基づいて各作業への関連や進捗等が把握できる計画工程を作成し、工程管理を実施するものとする。
 - ・工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合には、要因を把握するとともに適宜監督職員に報告するものとする。
 - ②発注者（監督職員）
 - ・ワンデーレスポンスは、受注者からの的確な状況の資料等により協議等を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

- ・工事の進捗状況を常に把握する。
 - ・現場の問題点を事前に把握する。
- (2) ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し、効率的な工事施工及び監督業務をおこなうための取組みであり、工事の施工、監督及び検査の実施に関する要領等や工事請負契約約款を変更するものではない。

3 特記仕様書への記載について

- (1) 岐阜市ワンデーレスポンス実施要領に基づき、特記仕様書に対象工事であることを明示すること。